

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

県税事務所等設置条例等の一部を改正する条例

(県税事務所等設置条例の一部改正)

第一条 県税事務所等設置条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県高田県税事務所の項を次のように改める。

奈良県中南和県税事務所 橿原市 大和高田市、橿原市、桜井市、五條

市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡

第二条の表奈良県桜井県税事務所の項及び奈良県吉野県税事務所の項を削る。

(奈良県福祉事務所設置条例の一部改正)

第二条 奈良県福祉事務所設置条例(昭和三十年九月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県中和福祉事務所の項中「大和高田市」を「橿原市」に改める。

(奈良県保健所設置条例の一部改正)

第三条 奈良県保健所設置条例(昭和二十七年五月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県葛城保健所の項を次のように改める。

奈良県中和保健所	橿原市	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡
----------	-----	--

大和郡
天理市

第二条の表奈良県桜井保健所の項を削り、同表奈良県郡山保健所の項中

生駒市
山辺郡
生駒郡

山市

一円

を

大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡

に改

め、同表奈良県内吉野保健所の項中

五條市一円
吉野郡十津川村、野迫川村

を

五條市、吉野郡十津川村、野迫川村

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。